

教育行政や学校教育に 関する評価の仕組み

平成25年7月
文部科学省初等中等教育局

【1】教育委員会の活動状況の点検・評価について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を
含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に
提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を
図るものとする。

(1)教育委員会の点検・評価の実施状況

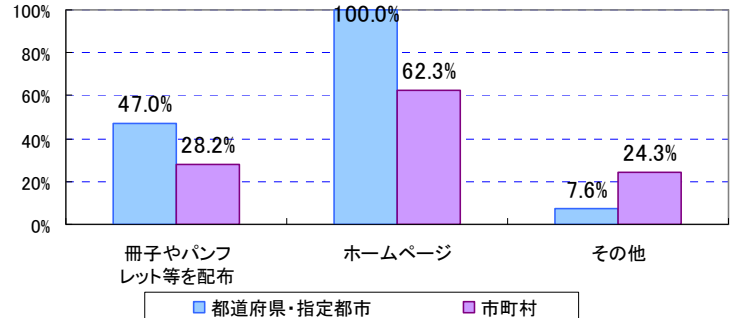
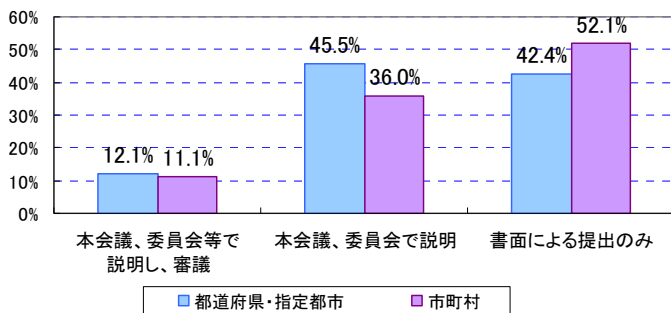
出典：教育委員会の現状に関する調査(平成23年度間)

都道府県・指定都市	市町村
100%	93.6%

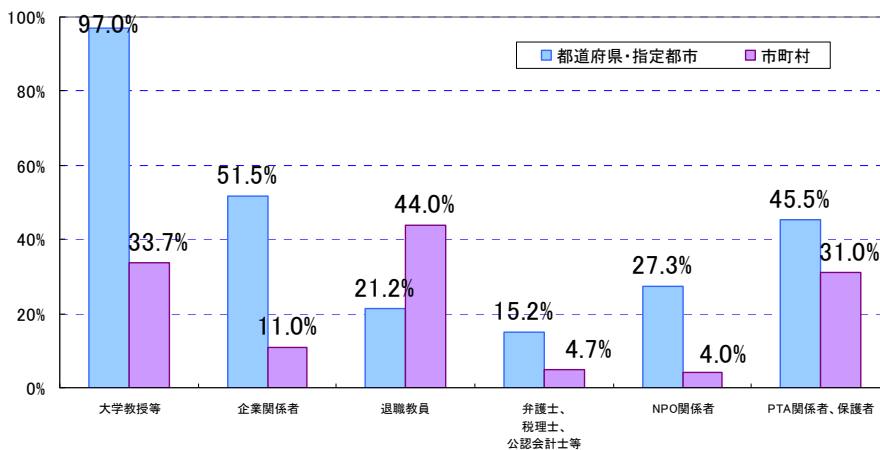
(2)点検・評価の結果の議会報告・公表の状況

①議会報告の方法

②公表の方法



(3)点検・評価を行うに当たっての知見の活用状況



- 点検・評価の取り組み状況は、都道府県・指定都市で100%、市町村では93.6%。
- 議会への報告は、書面による提出のみならず、本会議・委員会等で説明や審議を行っている教育委員会も多い。
- 点検・評価の結果の公表の方法としては、ホームページへの掲載が最も多い。
- 学識経験者の知見の活用として、大学教授等、企業関係者、退職教員などから協力を得ている場合が多い。具体的な意見聴取の方法として、評価委員会等の組織を設置する場合、個別にヒアリング等を行う場合がそれぞれ半数程度。
- 学識経験者からの意見聴取以外に広く一般から意見を聴取するため、様々な取組が行われている。1

【2】学校の第三者評価について

1. 学校評価と学校の情報提供について

学校の裁量が拡大し自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要。

また、保護者や地域住民等に対し、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持ち相互の連携協力の促進が図られることが期待される。



学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園(第28条)、中学校(第49条)、高等学校(第62条)、中等教育学校(第70条)、特別支援学校(第82条)、専修学校(第133条)及び各種学校(第134条第2項)に、それぞれ準用されている。

2. 学校評価制度の概要

当事者による評価(自己評価)



当事者以外による評価(外部評価)



①学校関係者評価

(保護者や地域住民等)

②第三者評価

(学校運営に関する外部の専門家等)

【自己評価】(義務)

学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校自ら評価を行い、その結果を公表する。(評価を行うにあたっては、学校の実情に応じ、適切な項目を設定)

【学校関係者評価】(努力義務)

自己評価の結果を踏まえて、保護者や地域住民等の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努める。

【設置者への報告】(義務)

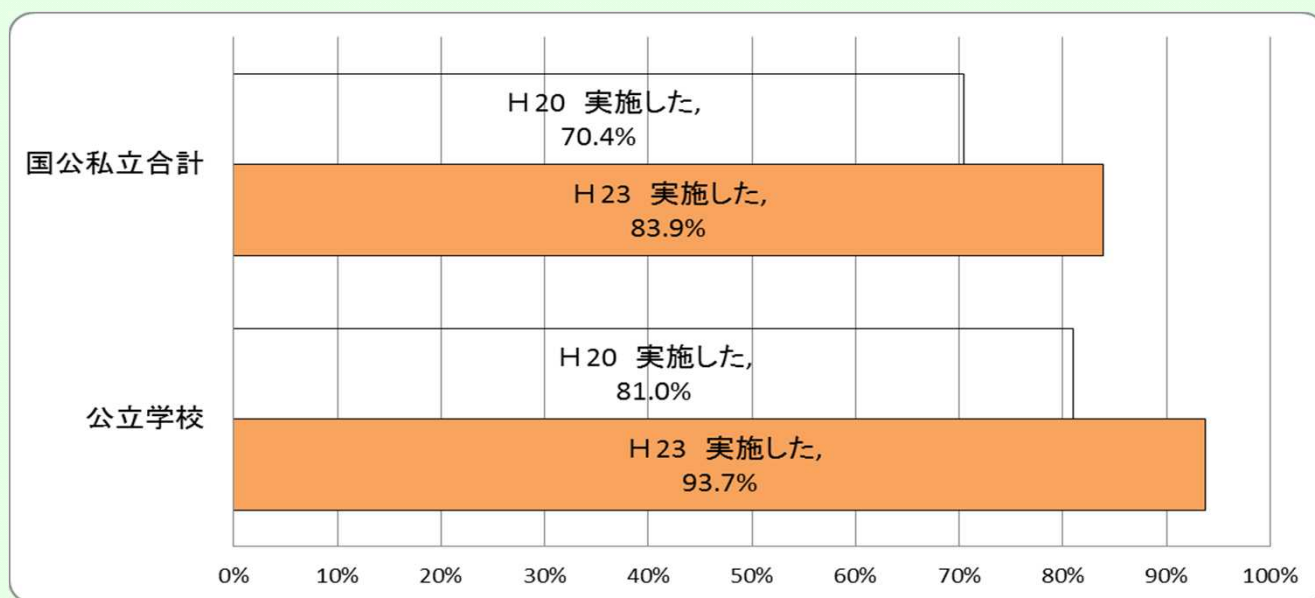
自己評価・学校関係者評価の結果を設置者に報告する。

【2】 -1 学校関係者評価について

学校評価等実施状況調査(平成23年度間)より

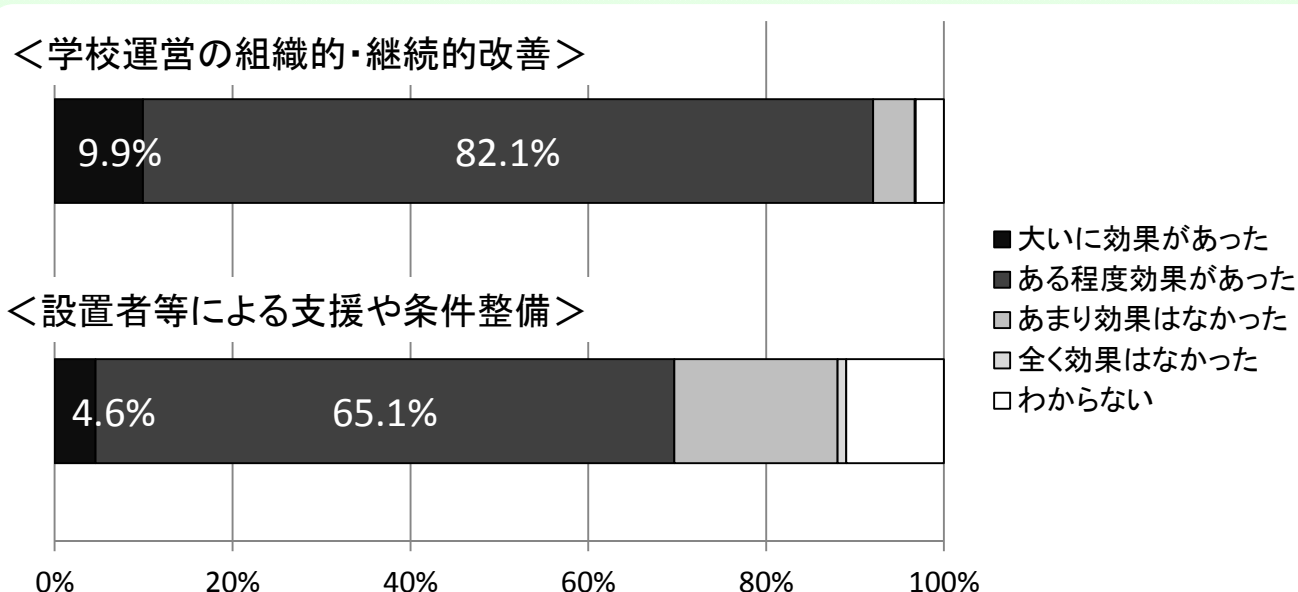
【学校関係者評価の実施率】

- 前回調査(平成20年度)に比べ、保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率が上昇。(国公立合計:70.4%→83.9%、公立学校81.0%→93.7%)
- 特に公立学校においては、9割超の学校が学校関係者評価を実施。
(公立小学校:96%、公立中学校:95.7%、公立高等学校97.8%)



【学校関係者評価の効果】

- 「学校運営の組織的・継続的改善」に効果があったと回答した学校は9割超、「設置者等による支援や条件整備」に効果があったと回答した学校が約7割。



＜京都府京都市＞

学校関係者評価の充実と、わかりやすさを基本にした公表・報告

- ◆自己評価の結果を客観的に評価するため、学校運営協議会または学校評議員等による評価委員会を設置。
- ◆学校関係者評価委員には、評価項目の検討、日常の教育活動への参画・支援、自己評価結果に対する評価及び学校の改善に向けた支援策の検討など、年間を通じた評価活動への参画を依頼。
- ◆教育委員会は、わかりやすいガイドラインやリーフレットの作成、学校関係者評価の評価者として意識を高め視点を明らかにするための研修会等を実施。
また、学校の魅力や課題が見えやすいよう、教育委員会が推奨する学校評価表を提示。

自己評価の充実 ……学校評価の基本となるのが自己評価です

- 1 学校教育目標の具体化** ← 目標の具体化と共有を
 ■年度当初に、学校教育目標の実現に向けた学校経営方針を策定し、公表します
- 2 教職員の共通理解と計画的な評価** ← 教職員一人一人が評価者の視点を持って
 ■校内で評価項目を共有し、一人一人が評価者の視点を持って、学校運営、学級経営に取り組みます
- 3 アンケートによる評価の実施** ← 仮設の検証が可能なアンケートの実施を
 ■「豊かな学力」「豊かな心」「健やかな体」に関する項目は必ず評価します
 ■児童・生徒、保護者の声を大切にして評価します
- 4 アンケート結果を踏まえた自己評価の実施** ← 目標達成度を教職員が評価
 ■アンケート結果に各種データを組み合わせて、多面的に分析・考察します
 ■自己評価結果をもとに、成果と課題、具体的な改善策を教職員全員が共有します

学校関係者評価の充実 ……年間を通じた評価活動への参画をお願いします

- 5 自己評価に対する学校関係者評価の実施** ← 自己評価の結果を客観的に評価
 ■学校運営協議会又は学校評議員等(学校関係者)による評価委員会を設置します
 ■評価結果を学校関係者による評価委員会に示し、評価及び改善策・支援策を協議します

簡潔で見やすく、分かりやすい公表と報告を!

学校の魅力や課題が見える、分かるよう簡潔な学校評価表を提案し、報告書を一統します。

各学校において、魅力と課題を焦点化し、具体的な改善策が見える公表を工夫しましょう。

学校評価表(抜粋) 平成30年度 豊能小中学校 学校評価表 (中間評価・定期評価)

項目	評価項目	評価内容	評価結果	改善策
1	1-1	学校経営方針の策定と共有	学校経営方針を策定し、公表している。	学校経営方針を策定し、公表している。
	1-2	学校経営方針の実現に向けた取組	学校経営方針に基づき、具体的な取組を実施している。	学校経営方針に基づき、具体的な取組を実施している。
2	2-1	教職員の共通理解と計画的な評価の実施	校内で評価項目を共有し、一人一人が評価者の視点を持って取り組んでいる。	校内で評価項目を共有し、一人一人が評価者の視点を持って取り組んでいる。
	2-2	アンケートによる評価の実施	アンケートを実施している。	アンケートを実施している。
3	3-1	自己評価の実施	自己評価を実施している。	自己評価を実施している。
	3-2	自己評価の結果を踏まえた改善策の検討	自己評価の結果に基づき、改善策を検討している。	自己評価の結果に基づき、改善策を検討している。

焦点化した、簡潔な分析と改善策の提示
 何々
 何々によって
 アンケートに
 未採集の評価
 指標も活用

＜福岡県春日市＞

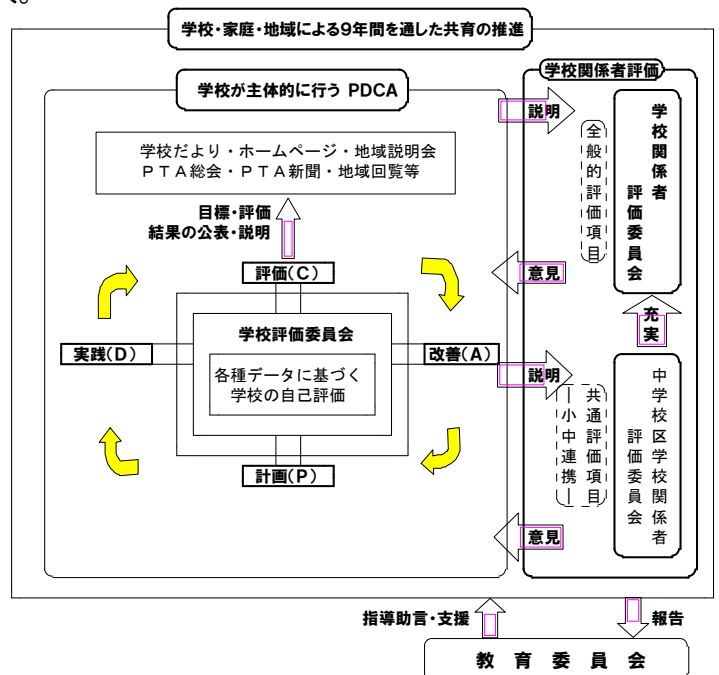
中学校区（ブロックコミュニティ）による学校関係者評価

◆小中連携を核として、児童・生徒を9年間通して校区の学校・家庭・地域で共に育てる中学校区ブロックコミュニティ・スクールを導入。

◆併せて、中学校区学校関係者評価を導入。
中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有するとともに、相互に評価。
評価結果に基づく改善策を話し合い、次年度の共通目標や取組を検討。

◆中学校区学校関係者評価により、学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、各学校の自己評価・学校関係者評価の充実にもつながっている。

※学校評価による学校運営改善等に関する効果実感（「大いに効果があった」との回答）が、全国平均より10%以上高い。



【2】-2 第三者評価について

趣旨・位置づけ

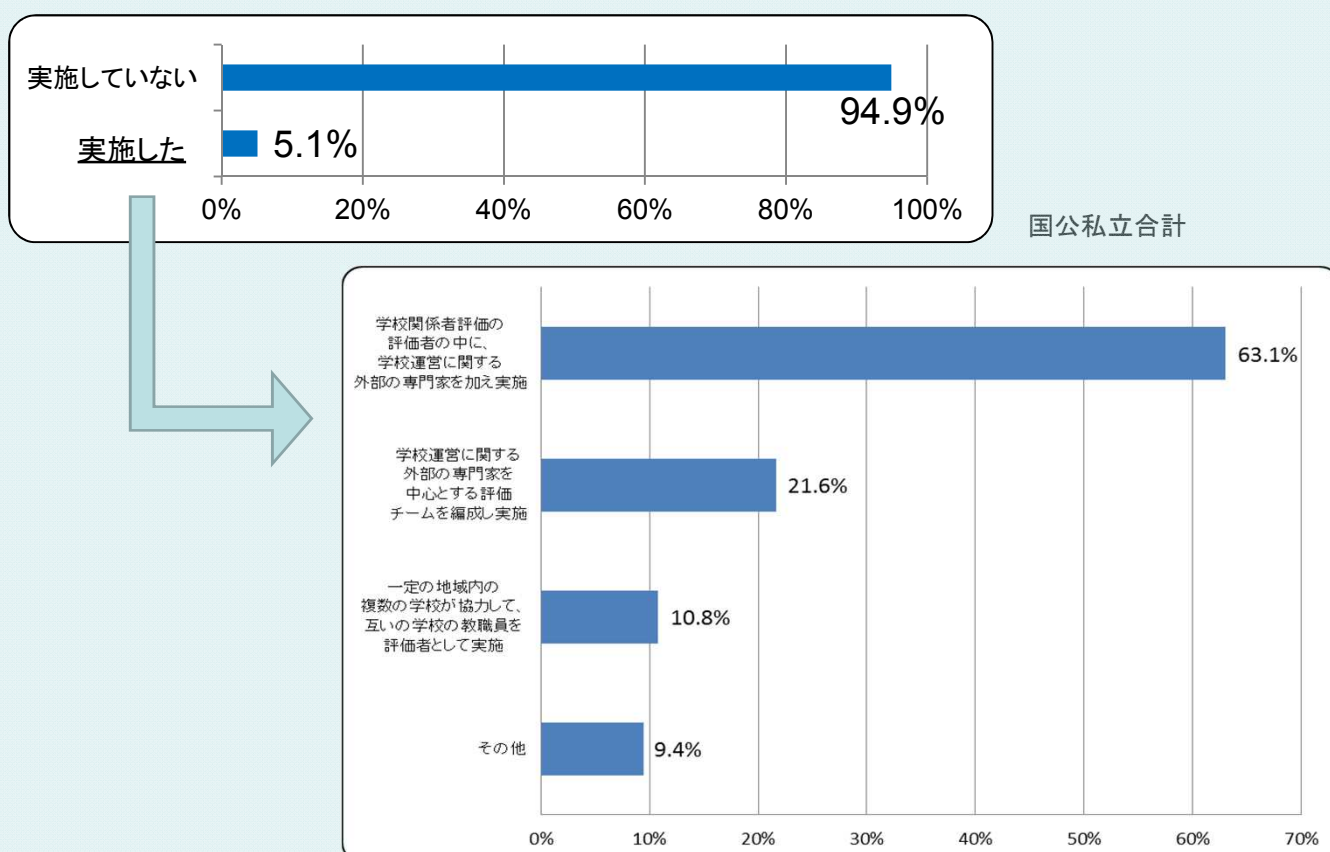
- ・第三者評価は、学校と設置者が実施者となり、その責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上の規定はない。
- ・文部科学省が各学校や設置者の取組の参考となるよう策定している「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」において、第三者評価の在り方について記載。

- 第三者評価では、自己評価や学校関係者評価に加え、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適当である。
- 具体的な実施体制については、地域の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
 - (イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う
 - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う

実施状況

学校評価等実施状況調査(平成23年度間)より

- ・第三者評価の実施率は5.1%。このうち約6割が上記(ア)の手法により実施。



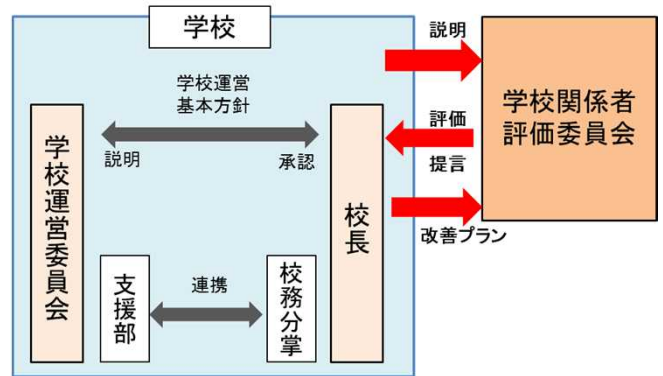
＜東京都世田谷区（東玉川小学校）＞

学校関係者評価に専門家を加え、客観性・専門性を高めた評価を実施

- ◆学校運営協議会は学校と協働して当事者として教育活動にあたっているため、学校評価の対象ととらえ、別途、学校関係者評価委員会を設置。
- ◆学校関係者評価委員の構成は、学識経験者（学校経営・学校教育心理学・教育工学が専門）を委員長とし、この他に保護者、地域住民、元校長。
 - ・学校公開、研究授業をはじめ、委員はいつ来校してもよい。
 - ・委員会は年6回程度開催。自己評価の分析、アンケートの分析（経年比較やクロス集計等も活用）、提言書の作成と校長・学校運営協議会会長への説明、学校改善計画の検討を行う。
 - ・評価項目は、区教育委員会の定める共通項目＋学校独自項目。

⇒ 児童、保護者、地域住民、教職員の生の声を聴くとともに、専門家の意見を聴き、学校改善の質的な改善を担保。

⇒ 単なる評価や評論ではなく、どうしたら学校を良くしていくことが出来るのかという当事者としての参画意識をもって活動し、学校経営上の「指導と評価」を一本化。



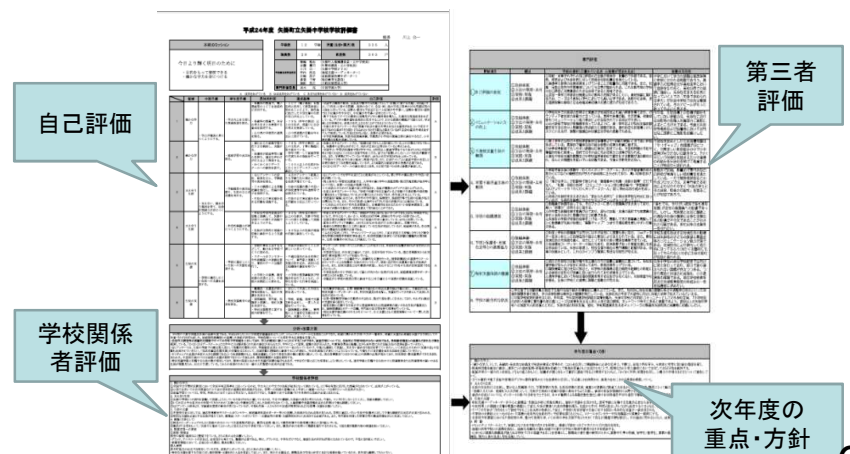
＜岡山県矢掛町＞

専門評価（第三者評価）も踏まえ、次年度の重点・方針を決定

- ◆学校を支援するための専門評価という考え方のもと、「改善の方向性」に留まらず、「具体的な改善策」を提示することを目指している。
小中学校の学校評価書と学校訪問による観察及びヒアリングを行い、その結果を報告書にまとめ、学校及び教育委員会に提出。
- ◆学校運営協議会委員として各学校に関わっている有識者7人を、町内の他学校の専門委員とし、専門評価を実施。
- ◆第三者評価の評価項目は共通6項目＋学校独自に希望する1項目＋「学校の総合的な状況」。優れている点を○、改善が望まれる点を△として、文章による記述評価を行う。

⇒ 評価結果は管理職に手交され、内容を説明・意見交換する機会を設けることで、学校の組織的取組の推進につなげている。

⇒ 個々の学校の取組を町内にフィードバックするとともに、教育委員会が教育行政を重点化・効率化することにも有用。

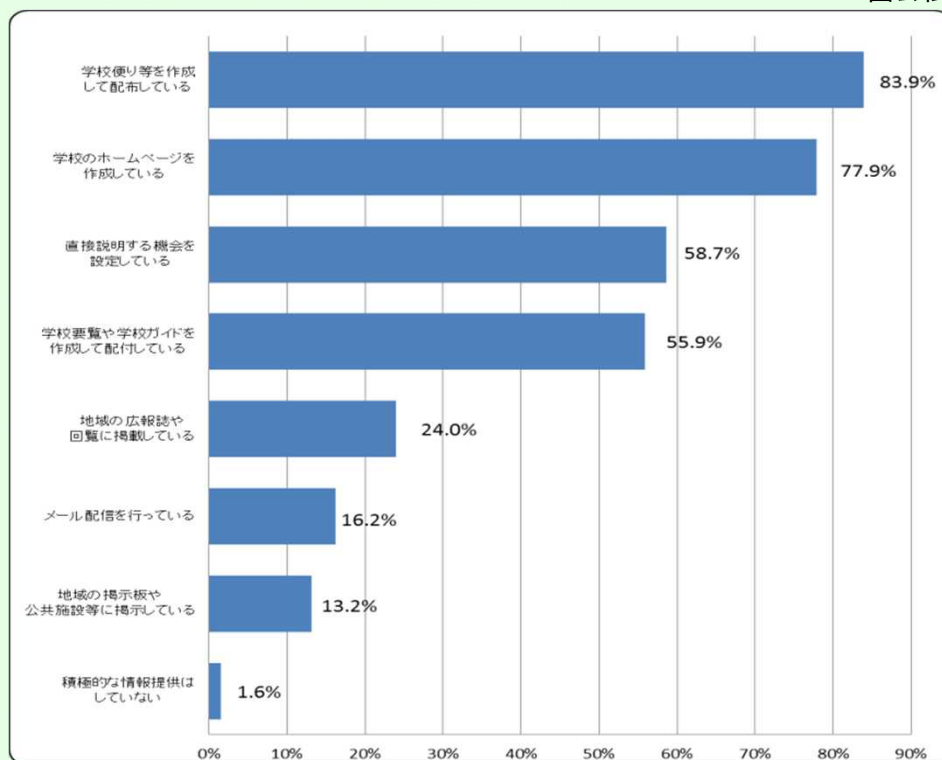


【2】 -3 学校からの情報提供について

学校評価等実施状況調査(平成23年度間)より

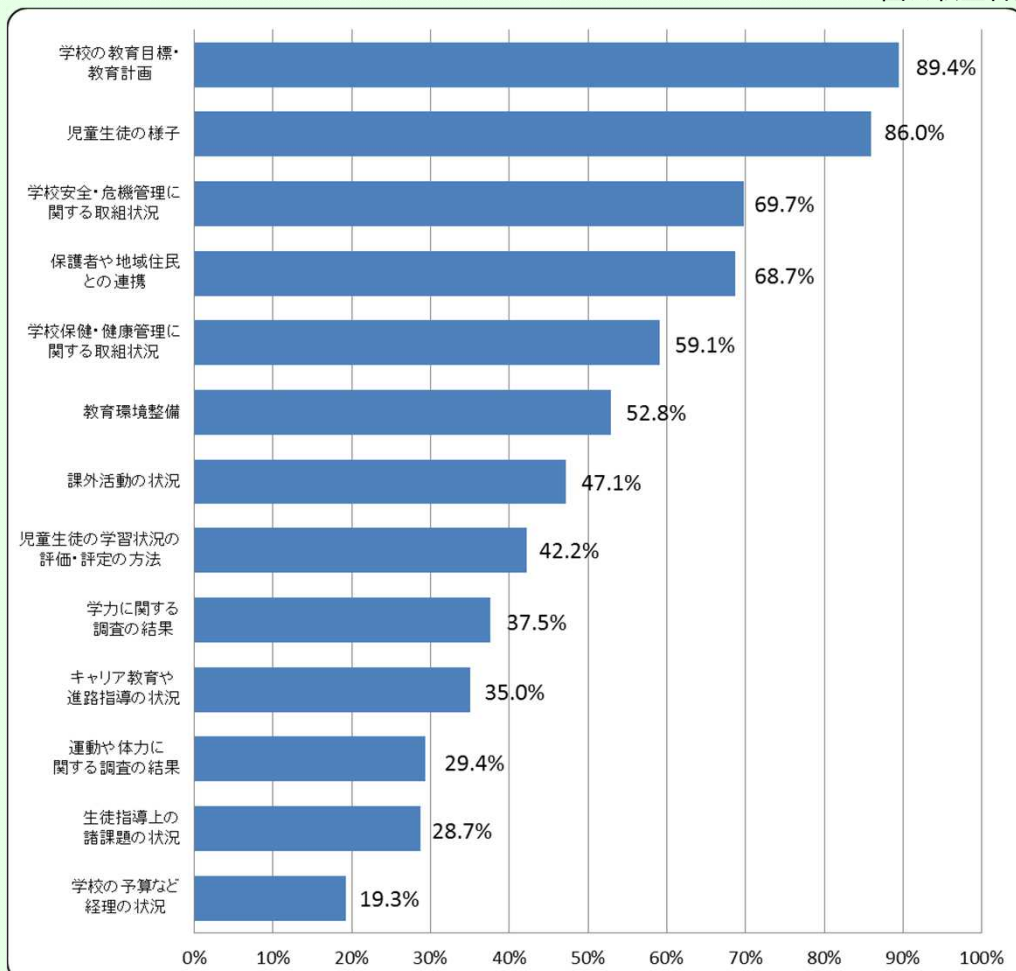
【保護者や地域住民等への学校に関する情報の提供方法】

国公立合計、複数回答



【学校が保護者や地域住民等に情報提供を行った内容】

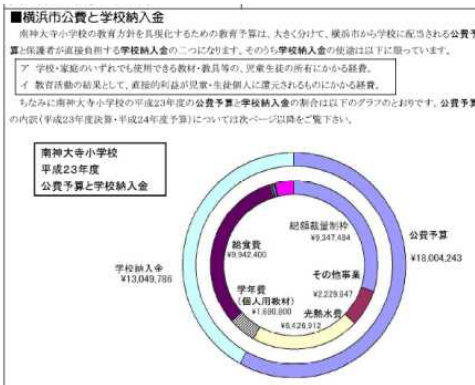
国公立合計、複数回答



＜神奈川県横浜市＞

学校予算・決算も含め、学校情報を積極的に公開

- ◆「横浜市学校情報公開指標」において、公開すべき情報、具体的内容例、公開の趣旨・方法を具体的に示し、積極的な学校情報の公開を支援。
- ◆横浜市は学校予算の額裁量制により、自主的・主体的学校運営を目指している。これに伴い、学校予算の編成状況や決算についても、各学校において、ホームページ等による広い公開を行っている。
- ◆併せて、保護者や地域の方々へ直接学校を見ていただく「学校開放週間」の設定など、開かれた学校づくりを推進。



H23年度南神大寺小学校配当予算執行報告

平成24年6月18日 事務室

平成23年度配当予算の執行について報告します。
 学校配当予算の執行状況については、学校職員等で決定された執行計画により、予算を執行しました。下記もあわせて、よりよい連携の中で、学校教育目標の実現に向けた努力が期待できるところ、施設整備・設備管理を行い、積極的な執行に努めました。

項目	小計
総経費	131,054,039
公費予算	118,004,243
学校納入金	13,049,796

項目	小計
給食費	99,942,400
学年費 (個人用教材)	1,008,000
光熱水費	98,429,975
その他事業	2,229,947

＜愛知県一宮市（木曾川中学校）＞

学校ホームページにより日々の教育活動を細やかに発信し、家庭・地域との信頼関係を構築

- ◆授業風景、学校行事、校長室だよりなど、学校や生徒の様子を日々ホームページで発信。(1日10件を超えることも。各学年や部活担当が記事を書き、校長承認を経て随時アップ。)
- ◆学校ホームページは保護者や地域に学校を理解してもらう重要なツール。保護者の判断材料が増え、保護者と学校との認識のずれが小さくなり、さらには学校のサポーター、パートナーとしての関係構築に効果。
- ◆文書とホームページのそれぞれの長所を生かした学校からの情報発信を行っている。

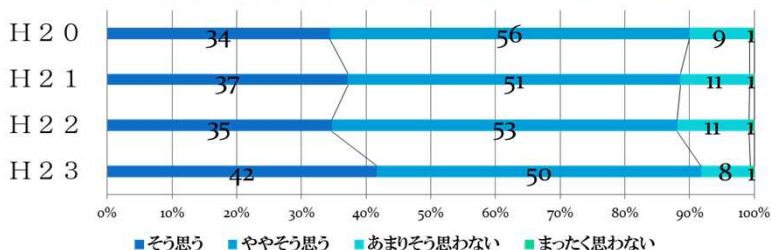


7.18 授業最終日(1年生)



今日で1学期の授業も終わりです。中学生としての生活にもずいぶん慣れました。夏休みの過ごし方をよく考え、実りあるものにしていきましょう！

学校の様子は、たより、HP、学校公開などでよく分かる。



【参考】 イギリスの教育水準局（Ofsted）について

1992年、教育法改正により教育水準局（Ofsted）設立。

学校監査の枠組みは、自己評価の重視、訪問期間の短縮など、数年おきに見直され、2012年9月から採用されている枠組みは概ね以下のとおり。

【学校監査の概要】

1. イギリス（イングランド）の大学を除く全学校及び保育所等を概ね5年サイクルで監査（※）。
2. 判定の観点は、①生徒の学習成果、②教授・指導の質、③生徒の態度・行動及び安全、④リーダーシップ及び管理運営（基本4項目）、⑤生徒の精神的、道徳的、社会的、文化的な発達、⑥生徒のニーズに応じた教育の提供。
3. 評価は4段階。グレード1「大変優れている（outstanding）」、グレード2「優れている（good）」、グレード3「要改善（requires improvement）」、グレード4「不適切（inadequate）」。
4. 監査は通常2日未満。事前に国で集約されている、自己評価結果その他の関連データの分析を行った上で、授業観察及び保護者や生徒、教職員へのヒアリングを実施。
5. 監査の実施後10日以内に学校に報告書が送付され、15日以内にOfstedのホームページで公表。
6. 「要改善」に認定された学校は2年以内に再監査。
「不適切」と認定された学校は、懸念発生校として「改善警告校」と「特別措置校」に分類され、Ofstedの定期的監査を受ける。
「特別措置校」は改善計画を提示され、地方当局等による支援や改善計画の進捗の監査を受け、改善が進まない学校には閉校措置が取られる場合がある。

※ 学校数は24,605校（2010年現在）。

また、2009-10年度の公立学校の学校監査実績は約6,000件。私立学校は約300件、保育所等は約20,000件。